

## II 全体意見

### 【1】組織・人件費

#### 1. 役員(理事、監事、評議員)

##### (1) 理事・監事

理事は14名、監事は2名であり、県OBが就任している専務理事、県派遣職員が就任している常務理事を除いて非常勤である。この他に県OBの顧問(寄附行為第20条)があり、役員に準ずる。

役員会で役員が集合するのは年2回、予算及び決算に関する理事会のときだけであり、その他は持ち回り書面決議によっている。

県OB及び県派遣職員の理事2名以外の役員は各界の重鎮であるから事実上あて職であり、県行政の事務的な理事会に招集をかけても出席率は悪い。

(意見)

①事業部の長は理事に就任すべきである。

理由：事業部の長は法人経営の実態を最もよく知る者であり、事業経営責任があるから、経営の在り方を決める理事会のメンバーとして不可欠の存在である。

中小企業振興部の部長は理事でないが、業務執行に責任を有する立場にあるものが理事会メンバーにならないのは不合理であり、無責任である。財団理事長または県人事の経営責任に対する認識の希薄さに起因するものである。県OBの退職前の地位その他が関係している結果と思われる。

②出資法人の改革プランの方針として自主性・自立性を謳っているが、そのためには原則として、部長以上の人事については県OB並びに派遣職員をなくするとともに、民間から経営能力があると認められる人材を登用すべきである。

③理事は業務執行の委任を受ける者であり理事会に出席できない者(現状は持ち回り決議が大半)は理事としてふさわしくないと考えるのが新公益法人制度の趣旨である。

##### (2) 評議員

(意見)

評議員制度もあるが手続き上の事務処理として行われているものであり機能しているとは思えない。

新公益法人制度では、理事は業務執行責任のある役員であり、評議員は法人の基本方針を決定し理事の業務執行を監視する役目である。

現在の理事の多くは出捐団体の代表者でもあり、新たな公益法人制度改革に際しては、理事の業務執行を監視する役目である評議員となることがふさわしいと考える。

県が関与する必要があるならば、非常勤理事または評議員として対応するのが望ましい。

##### (3) ガバナンス

平成20年12月1日より公益法人制度改革が始まった。

これは民による公益事業の推進であり、「民による」とは、公益法人の自治を求めているものであり、理事等役員による法人のガバナンスの実態を重視し、人事について官の影響を極力排除することを意味するものと理解する。

県はプロパー人材が育っていないから派遣職員の引揚げは事務に混乱をきたす恐れがあると回答するが、抜本的施策がないまま年を経ている。

OB再就職は財団での地位・役職からみれば天下りであり、県の課長級以上の者に対する既得権として年金支給年齢までの就業保障の意味合いがある。給与は平職員以下で経済的といえるものの、幹部としてOB職員や派遣職員が存在すること自体が法人の自治を妨げており、公益法人ガバナンスの観点から問題がないとは言えない。

財団の現状を見るに、理事会は役員変更や予算決算のほかに、経営上の課題が議案となることはまれであり、予算決算を除いて大方は書面決議である。全く形骸化しており、ガバナンスが機能していない。常勤役員2名のうち1名は県のOBであり、給与は職員の3分の1相当で短期間で交代と決まっていれば責任ある仕事は期待できない。

財団は中小企業に対する経営革新や支援を主事業として標榜しているが、財団こそ事業の効率化や経営管理が求められるべきであり、専門家の経営指導が必要である。

#### ①マネジメント(課長)

課長はプロパー職員1名を除き県庁からの派遣職員または県経済労働部の兼務職員である。

課長は実務上の要職であるが、県OB、県派遣、県庁兼務の者即ち県関係者が占めており、プロパー職員は1名しかいない。県関係者は県の人事によりおおむね3年で異動があり、事業経営の改善・改革意識が育ちにくく経営責任の意識よりも事務管理的意識が強くなるといえる。これは財団の経営が県の支配下にあり、行政の延長線上にあることを意味する。

プロパー職員は勤務年数も長く財団の事業実態を最もよく知る者であり、財団設立時から勤務して業務を熟知、あるいは管理能力を有する者もいる。これまでプロパーの役職者としては課長が最高位であり、独立した法人の組織人事としては考えられないことである。

これまで包括外部監査において外郭団体の経営自立性を高めるためにプロパー職員の管理職登用を主張してきたが、県は人材が育っていないことを理由に対応してこなかった。

#### ②専門員またはアドバイザー

ユーザーの窓口相談や事業運営に携わり事実上財団の核となる業務を支えている専門職である。

愛媛県中小企業支援センターとして、次の業務を支える専門家である。

- ・ビジネスサポートオフィス及びチームえびすにおける相談対応
- ・インキュベート・ルーム、創業準備室への入居及びビジネス相談
- ・新事業展開への各種支援(チャレンジプラン相談、商品化調査、販路開拓)
- ・地域密着型ビジネス創出事業

#### (意見)

財団の中小企業支援事業にとって不可欠の人材で看板事業を担っているが、組織外の外部人材(雇用ではなく事業報酬)である。主たる事業の運営を恒久的に外部依存することは財団の独立性と経営責任に関わる問題点と考える。職員の人物費が国及び県からの補助金の必要経費対象とならないという問題点も絡んでいると考えられる。

専門員は外部人材であり業務委託としての位置づけであるため経営責任がない。これらの者は経営指導者として実務経験のあるものであり、本来ならば正職員として採用し経営の中核に参画することにより財団の事業を活性化する役割を果たすことが組織的に期待される。

①役員等の状況

平成 21 年 5 月 12 日現在

役職名	氏 名	役 職 名
理事長	麻 生 俊 介	株式会社伊予銀行会長 愛媛県商工会議所連合会会頭
専務理事	若 原 隆	財団法人えひめ産業振興財団総務企画部長
常務理事	相 原 泰 裕	財団法人えひめ産業振興財団産業振興部長
理 事	中 山 純治郎	株式会社愛媛銀行頭取
〃	柳 澤 康 信	愛媛大学学長
〃	森 澤 良 水	新居浜工業高等専門学校校長
〃	服 部 正	社団法人愛媛県紙パルプ工業会会长
〃	山 本 功	愛媛県中小企業団体中央会会长
〃	藤 高 豊 文	四国タオル工業組合理事長
〃	中 村 時 広	松山市長
〃	越 智 仁 司	愛媛県輸出縫製品工業協同組合理事長
〃	久保田 仁 之	愛媛県商工会連合会会长
〃	佐々木 龍	愛媛県市長会会长
〃	白 石 勝 也	愛媛県町村会会长
監 事	山 本 泰 正	愛媛信用金庫理事長
〃	桑 原 理	愛媛県信用農業協同組合連合会理事長
顧 問	宮 内 薫	前愛媛県信用保証協会会长

②評議員の状況

平成 21 年 5 月 15 日現在

職 名	氏 名	役 職 名
評議員	重 松 栄 治	株式会社伊予銀行法人営業部長
〃	羽 藤 環	愛媛県産業創出課長
〃	清 水 栄 紀	株式会社愛媛銀行取締役営業統括部長
〃	遠 藤 弥重太	愛媛大学無細胞生命科学工学研究センター長
〃	平 田 桂 一	松山大学経営学部長
〃	高 市 敦 史	愛媛県中小企業団体中央会事務局長
〃	塩 崎 桂	愛媛県商工会議所連合会事務局長
〃	宇都宮 唯 徳	愛媛県商工会連合会事務局長
〃	梅 木 要	愛媛県経済同友会専務・事務局長
〃	小 泉 有 一	愛媛県信用保証協会業務統括部長
〃	神 野 師 算	愛媛県市長会事務局長
〃	西 森 弘 導	愛媛県町村会事務局長

## 2. 人件費

### (1) 派遣職員等の人事費補助金

庶務・経理、施設管理及び設備貸与・貸付事業を除く主要事業は県職員を派遣して実施しており、人件費の全額を補助金により県が間接負担している。

県派遣職員給与

(単位:人、千円)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計	平均
人数(A)	4	4	5	5	5	5	9	37	5
人件費総額(B)	39,457	35,083	42,496	43,227	39,929	39,432	75,369	314,993	44,999
一人当たり(C=B/A)	9,864	8,771	8,499	8,645	7,986	7,886	8,374	60,026	8,575

(注) 1. 人件費総額には、福利厚生費を含む。

2. 20年度増加は、常務理事(産業振興部長を兼務)の設置による1名増、地域中小企業応援ファンド事業(基金100億円)実施による2名増及び産学官連携推進事業の国の競争的資金を獲得したことに伴う業務量増加による1名の増。4名で35,937千円の増加、一人平均8,984千円。

平成13年度に人件費負担が計上されていないのは、それ以前は派遣職員の人件費を県が直接負担していたためである。派遣法により補助金支給により間接負担となったが実態は同じである。

財団法人設立以来、県から職員を派遣して主要業務を行っており、給与は補助金を交付して県が負担してきた。財団の独立性を認めるならば、外部団体の給与を県が負担することにも問題があると考えられる。

### (2) 兼務職員の給与負担

他に、県事務と兼務している財団の事業を担当している職員が13名いるが、給与は県直接負担である。

財団の事業従事割合を30%とすると、8,374千円×13名×30%＝32,658千円のコストが財団の20年度決算に反映されておらず、簿外となっている。

#### (指摘事項)

特に企業立地推進課は県庁職員が兼務しており人件費は県庁が支払っているため、財団の会計には事業直接費のみが計上されており、人件費が計上されていない。#5及び#6の事業について県が負担した人件費のうち事業にかかる金額は財団の会計に計上すべきである。

### (3) 派遣職員の退職給付費用

平成13年から平成20年度までの7年間について退職給付費用発生額を試算した。

計算方法は派遣職員の年度別人数、おおむね県係長職の者が派遣されているので同年齢の平均給与を試算して、県の退職金規定による算式で期末要支給額を計算する。当期末と前期末との退職金要支給額の差額を1年間の退職給付費用発生額とみなして7年間累計を算出した。

(単位:人、千円)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	累計	平均
人数	4	4	5	5	5	5	9	37	5
退職給付費用	3,440	3,440	4,300	4,300	4,300	4,300	7,740	31,820	860

(注) 一人当たり年間退職金増加額860千円(在職21～25年平均、H20年度計算)×派遣人数で試算した。

その結果、係長職の平均年齢(在職21～25年)から計算した一人当たり年間の退職金増加額は860千円であり、各年度の派遣職員の人数により7年間累計すると退職給付費用の総額は約31,820千円となった。決算書には表れていないが、財団運営の人事費として県はこの金額も事実上負担しているのである。

退職金は給与の後払いと考えられている。

プロパー職員については、退職給付引当金(未払退職金と理解すれば分かりよい)を負債に計上するとともに引当金繰入額を損益計算書である正味財産増減計算書に計上している。と同時に、同額を退職給付引当資産(特定資産の部)として預金している。

(意見)

将来支払が確実である退職金費用が会計上計上されておらず、簿外費用(即ち、財団事業費の過少計上)となっている。派遣職員が将来県職員を退職した時には財団勤務時代の給与に対応する退職金を支給されるはずである。派遣期間中は派遣先(財団)が負担すべき人件費を県が負担することになり将来において県民の税金からの支出となる。

派遣期間中も将来支払うべき退職給付費用は発生しており、毎年の派遣職員の退職金増加額は財団の事業コストと認識すべきである。

## 【2】公益法人の管理監督

民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置づける趣旨の元、平成 20 年 12 月 1 日から新公益法人制度が始まり、特例社団法人及び特例財団法人(以下「特例民法法人(\*1)」といふ。)は、平成 20 年 12 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの間に、公益認定の申請または移行認可の申請をし、公益法人制度改革三法に適合した法人経営をする必要がある。

(\*1)特例民法法人

旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人または財団法人で、公益法人制度改革関連三法の施行の後、公益社団・財団法人または一般社団・財団法人への移行の登記を行っていないものをいう。

### 1. 外部監査・公益法人の管理監督

法令等に基づく強制監査ではないが以下に述べるように国の指導監督基準に基づき一定規模以上の公益法人は外部監査が要請されてきたところであるが、平成 20 年度決算まで公認会計士等の外部監査(財務諸表に監査報告書を添付すること)が行われたことはない。

#### (1) 公認会計士等による監査の必要性

新制度へ移行前の特例民法法人にあっては、「公益法人の指導監督体制の充実等について」(平成 13 年 2 月 9 日、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)において、資産額が 100 億円以上若しくは負債額が 50 億円以上または収支決算額が 10 億円以上(平成 20 年基準を採用する場合は、経常収益が 10 億円以上)の公益法人に対し、公認会計士等による監査を受けるように要請されている。

(単位:百万円)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
資産額	9,017	9,018	8,469	8,415	6,781	6,395	10,490	15,476
負債額	6,036	6,183	5,647	5,614	3,981	3,558	7,617	12,590
事業活動収支	1,900	1,471	1,408	1,284	1,080	1,050	1,175	1,118

#### (意見)

平成 21 年 3 月 31 日現在、資産合計 15,476 百万円、負債合計 12,590 百万円、事業活動収入 1,118 百万円といずれも前記の指導監督基準における監査を要請すべき基準を超えており、県は財団に対して監査を受けるよう指導すべきである。

#### (公益法人に関する監査の要請)

国からの行政通知(\*2)が施行されて以後、県知事は公益法人に対し指導監督上求められている公認会計士等による監査の要請を行うこととされている。県(当時、行政私学課)は、総務省からの通知(平成 13.9.20)を受けて県所管の公益法人について外部監査を受けることを要請するよう関係各課長に通知した。この時収支決算 10 億円以上は 19 法人、資産額 10 億円以上は 3 法人、合計 22 法人が外部監査が要請されるべき公益法人であった。

「平成 20 年公益法人概況調査」(平成 21.12.1 時点)によれば、外部監査が要請される法人は、①収支決算額 10 億円以上 22 法人、②資産額 100 億円以上 2 法人、③負債額 50 億円以上 2 法人、うち外部監査を受けている法人は 1 法人である。財団は①②③のすべての要件に該当するが、今まで監査を受けたことがない。

## (2) 公益法人の指導監督体制

国及び行政私学課(現在、私学文書課)の要請に基づき関係各課長が、どのように公益法人に対して要請指導しているか調べたところ、平成 13 年に最初の要請文書(関係各課長から公益法人へ)を出したことは認められるが、回答は求めておらず一方通行である。これでは指導監督機能が働いているとは言い難く、事務的でおざなり行政といわざるを得ない。

私学文書課は、担当課へ通知を出したことで責任を担当課へ丸投げしており、各担当課は公益法人へ通知を出すに止まっている。責任区分が無責任になっていることは、公益法人の指導監督を分散管理方式としたことの弊害の一つと考えられる。

今後、公益法人改革の重要な局面を迎えるにあたり、昨年の監査報告書でも意見で述べたが、次の 2 点を重ねて主張したい。

①集中管理方式が望ましい。

②分散管理方式を継続する場合には、移行期間終了まで、関係各課の公益法人担当者の人事について、異動させないことを含めて配慮することが望ましい。

公益法人制度の理解と指導は専門的事柄に属し、短期間に実務能力を高めることが難しく、公益法人制度改定の法定期限(平成 25. 11. 30)内に、特例民法法人から新公益法人へ移行を完了させることは行政の責務である。

要請を行ったけれども財団が対応しなかったとすれば、実務上は県の公益法人担当課の指導責任のあいまいさ、あるいは外郭団体に対しては甘い行政の実態と言わざるを得ない。

(\*2) 平成 13 年 2 月 9 日「公益法人の指導監督体制の充実等について」

## 2. 制度改革への取り組み

### (1) 公益認定申請と会計監査人：今後の課題

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律[平成 18 年法律第 49 号](以下「認定法」という。)では、公益認定の基準として、原則、会計監査人を置くことが定められているが、収益の部に計上した額の合計額が 1,000 億円以上、費用及び損失の部に計上した額の合計額が 1,000 億円以上、負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上のいずれにも該当しない法人はこの限りでないとされている(認定法第 5 条第 12 号)。

財団は事業の公的性質からして公益認定申請を行うことが想定されるが、負債 50 億円以上の基準に該当するため会計監査人による法定監査を受ける必要性が想定される。公益認定の一つである経理的基礎や財務諸表等の適正性を確保するために、新制度への移行前であっても、指導監督基準を遵守して任意監査としての財務諸表監査を受けることが望ましい。

この場合の監査対象は、法定監査に準じることが適当である。

法人の種類	監査の対象
公益社団・財団法人	(1) 財務諸表 ① 貸借対照表(貸借対照表内訳表を含む) ② 正味財産増減計算書(正味財産増減計算書内訳表を含む) ③ キャッシュ・フロー計算書 (2) 附属明細書 (3) 財産目録

なお、特例民法法人は「公益法人会計における内部管理事項について」に従い、収支計算書を作成し、監査を受けることが求められる。

県は「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)に基づき、県下の公益法人を指導監督しなければならない。

民による公益の増進を目指して、平成20年12月1日より新しい公益法人制度が施行され、公益法人の意義、役割が大きく変化しようとしている。

指導監督の立場を考えれば、改革プランの対象となっている公益法人に対して、率先垂範して新公益法人制度改革に対処するように指導監督すべきであると思う。

## (2) 公益法人会計基準の適用

新制度を踏まえた会計基準が平成20年4月11日に内閣府公益認定等委員会により「公益法人会計基準」(平成21年10月16日改正、以下「平成20年基準」という。)として定められ、原則として平成20年12月1日以後開始する事業年度から適用するものとされている。

現在、財団は特例民法法人であり、平成20年度の財団の財務諸表は従来の「公益法人会計基準」(平成16年改正基準)に準拠して作成されており財務諸表の種類及び様式は妥当と判断される。ただし、事業別の財務諸表の内容については問題点もみられ、個別監査(事業別)項目の章で検討し、会計上の問題点として指摘することとする。

なお、平成21年度(平成21年4月1日～22年3月31日)の財務諸表等は平成20年基準で作成することが求められており財務諸表の様式が従来と異なることに留意する必要がある。県は公益法人の指導監督責任があるので県と緊密な関係(\*3)を有する特例民法法人に対しては率先して新会計基準の導入を指導し、他の特例民法法人の模範となることが望まれる。

(\*3) 県と緊密な関係であることを列挙すると次の通りである。

- ・財団は県の出資法人として監査委員監査の監査対象にもなっている。
- ・事業種類の多さ(20年度は31事業)、大半は県の事務事業(経済労働部・産業創出課)との密接なかかわりを有すること。
- ・基本財産額(25億円余)及び実質的な県出捐金(約20億円、78%)が多額。
- ・人的関与(3事業部長は県OB及び県派遣職員、課長以上の県派遣職員(1名のみプロパー))。

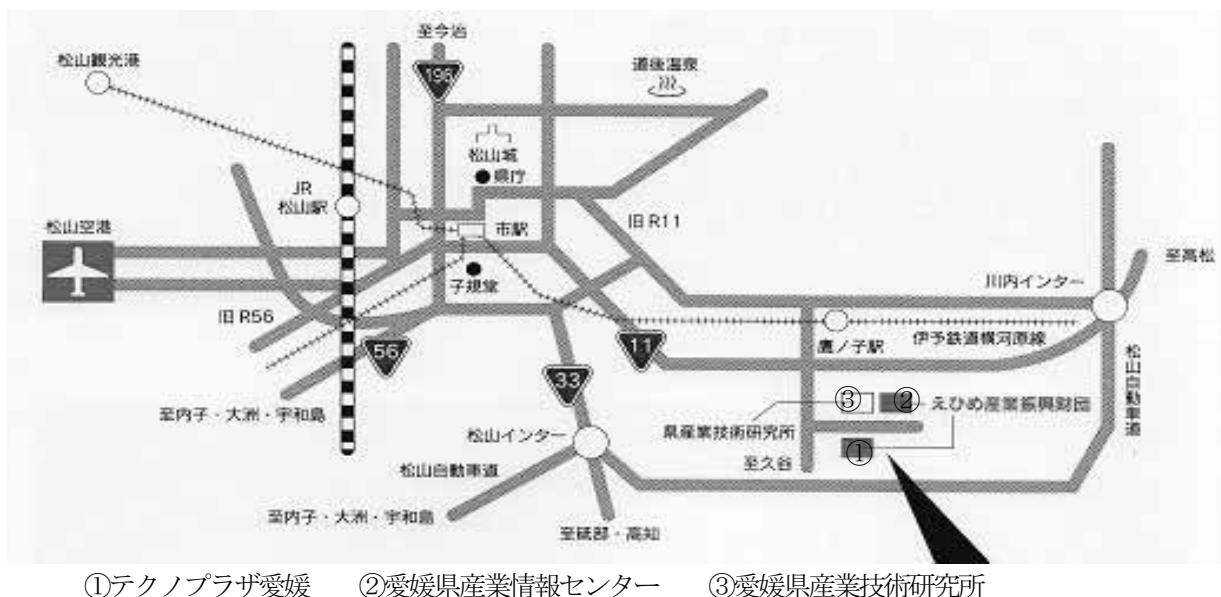
### 【3】テクノプラザ愛媛（施設）の有効性

<施設全体の立地>

アクセス：JR松山駅、県庁から：電車バス乗り継ぎで約40分、車で20分

高速道路：松山インター、川内インターから車で約15分

所在地：松山市久米窪田町487



#### 1. 施設の概要

(設置年月) 平成3年4月1日

(施設の規模・構造等)

[敷地面積] 10,215 m<sup>2</sup> (3,095坪) [延床面積] 5,915 m<sup>2</sup> (1,792坪)

[構造] 鉄筋コンクリート造3階建て

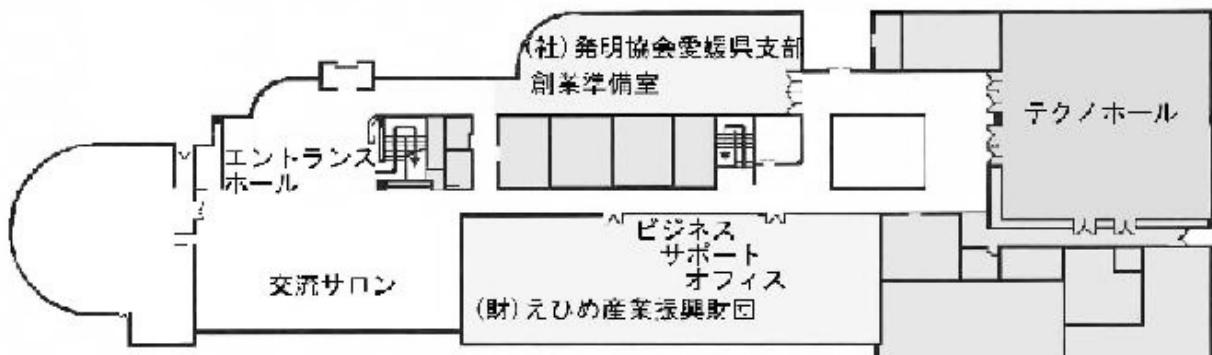
施設設置に係る総事業費：2,819百万円



#### (1) 施設の内容

##### (1階部分)

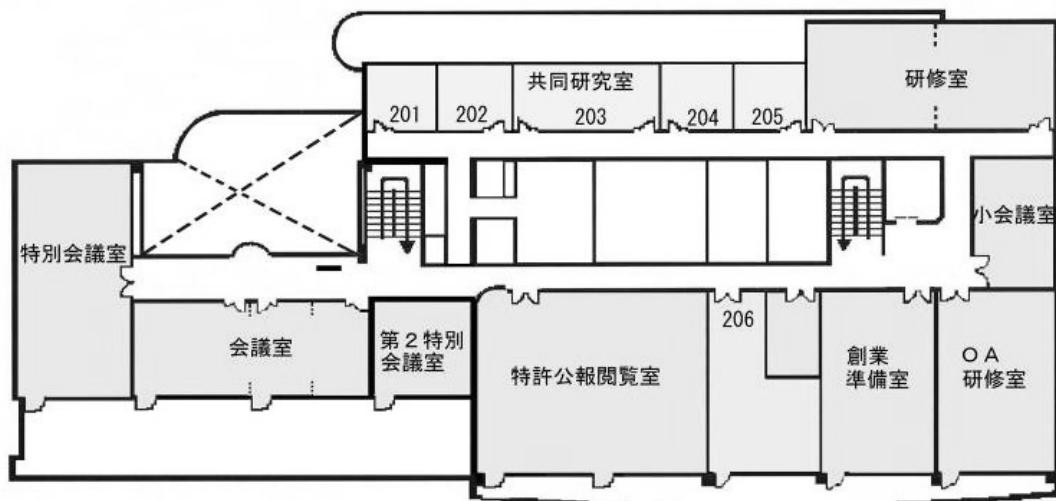
テクノホール(定員200名)、ビジネスサポートオフィス、スタートアップ支援オフィス、交流サロン、(財)えひめ産業振興財団事務室、(社)発明協会愛媛県支部事務室等



## (2階部分)

共同研究室(5室)、インキュベート・ルーム(1室)、創業準備室(6ブース)、特許公報閲覧室、研修室(定員55名)、OA研修室(定員21名)、特別会議室(定員26名)、第二特別会議室(定員7名)、会議室(定員60名)、小会議室(定員20名)等

## (3階部分)



インキュベート・ルーム(19室)、商談室、貸倉庫等、休憩室(仮眠室)



## (屋外部分)

第一駐車場〔乗用車64台(大型バス3台を含む)〕、第二駐車場〔乗用車40台〕、臨時駐車場、駐輪場、車庫

## (2)施設設置の経緯等

### ①構想

昭和63年2月に策定された「高度技術に立脚した工業開発に関する計画(愛媛テクノポリス開発計画)」において、技術高度化の中核施設としてテクノプラザ愛媛を整備することが計画された。

これを受け、平成元年度当初予算で「テクノプラザ愛媛建設事業費」として意匠設計費・基本実施設計費等が計上され、施設整備に着手。平成2年12月に完成し、平成3年4月にオープンした。

### (根拠法令等)

- ・高度技術工業集積地域開発促進法(\*テクノポリス法)。同法は平成10年12月18日廃止
- ・高度技術に立脚した工業開発に関する計画(愛媛テクノポリス開発第1期計画)、愛媛テクノポリス開

発第2期計画の構想もあったが、計画していた周辺用地の買収が困難となつたことにより実行されなかつた。

(\*)テクノポリス(Technopolis)とは高度技術集積都市及びそれを実現するための計画。先端技術産業を中心とした産・学・住が一体となった街づくりを促進し研究開発施設など各種産業基盤の事業整備等の推進を通じて地域経済の振興と向上を目指すことを目的としている。日本では通商産業省によって構想され1983年の高度技術工業集積地開発促進法(テクノポリス法)によって制度化、全国26の地域が指定され愛媛県もその一つである。

## ②施設の目的

テクノプラザ愛媛は、企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るため、各種の情報提供を行うとともに、研究開発、研修、交流または創業に必要な施設等を提供することを目的に設置されている。

この目的を達成するため、

○技術の高度化及び新事業創出の支援並びに先端技術に関する知識の普及を図るために必要な各種の情報の提供

○研究開発、研修、交流または創業に必要な施設(インキュベート・ルーム、創業準備室、テクノホール等)の提供を行う。

## 2. 施設の有効性

### (1)近隣他県の類似施設

都道府県支援センターの指定を受けている中四国の財団及びセンターは以下のとおりである。

県	財団名	財団事務所	支援センター	センターの管理
徳島	(財)とくしま産業振興機構	徳島経済センタービル3階	産業技術共同研究センター	直営
香川	(財)かがわ産業支援財団	香川産業頭脳化センタービル内	ネクスト香川、FROM香川	指定管理
高知	(財)高知県産業振興センター	高知県中小企業会館2階	高知県企業化支援センター	直営
山口	(財)やまぐち産業振興財団	NPYビル10階	新事業創造支援センター	直営
広島	(財)ひろしま産業振興機構	広島県情報プラザ内	ベンチャーベッジひろしま	直営
岡山	(財)岡山県産業振興財団	テクノサポート岡山	岡山サチパーク インキュベーションセンター	指定管理
島根	(財)しまね産業振興財団	テクノアークしまね内	島根県立産業高度化センター	指定管理
鳥取	(財)鳥取県産業振興機構	-	(地独)鳥取県産業技術センター	直営

- ・徳島県・山口県及び高知県は独自の施設を有しておらず、ビルのワンフロアに入居している。
- ・香川県はセンタービルを財団が管理しインキュベート室や会議室も有しているほか複数の公的団体も入居し、一般企業への事務所賃貸も行っているほか、高温高圧流体技術研究所を財団の付属機関としている。
- ・広島県情報プラザ内には財団の他に、県立産業技術支援センター、県立図書館、県立文書館が入居している。
- ・テクノポート岡山は財団が管理しており、施設内容がテクノプラザ愛媛に似ているが、インキュベート室は別の場所に設置している。

### (2)インキュベート施設

#### ①施設設置の効果

平成3年4月のオープンから平成21年2月末までにインキュベート・ルームを利用した企業は84社で、うち71社が期間満了等により退去済みである。退去した企業のうち59社(85.5%)が事業を継続している。

また、創業準備室を利用した個人は82人で、退去した者のうち40人(53.3%)が法人化している。

これは、財団法人えひめ産業振興財団のビジネスサポートオフィスに属する専門家支援や隣接する愛媛県産業技術研究所の支援等を受けることによって、事業を着実に進めることができたことも寄与していると考える。

## ②県内の公的インキュベート施設の状況

(H22年1月)

団体	施設名称	場所	部屋数	入居数	空室	入居率
(財)東予産業創造センター	センター内	新居浜	12	9	2	75%
(財)今治地域地場産業振興センター	センター内	今治	6	5	1	83%
(株)西条産業情報支援センター	センター内	西条	16	8	8	50%
NPOベンチャー・アライアンス協会	ビズポート	松山	38	19	19	50%
合計			71	41	30	58%

## (3)施設設置当初と比べた環境の変化

施設の設置が計画された昭和63年当時、当県では、テクノポリスの指定を受け、先端技術分野の企業立地、研究開発型企業の成長、高速交通体系の整備の進展といった将来の飛躍に向かっての条件が整ってきていたところであった。

財団及び施設にとって大きな環境の変化はテクノポリス構想が中止となったことである。

テクノラザ愛媛は昭和61年11月1日(財)愛媛テクノポリス財団(基本財産1,250百万円)が設立された時にできた施設である。隣接する愛媛県産業技術研究所及び愛媛産業情報総合ネットワークを有する愛媛県産業情報センターとともにテクノポリス構想の中核施設となり、周辺に技術工業団地を建設する構想であった。その後用地買収など障害も発生し計画が頓挫するうちに経済環境も良くない方向に展開したため、多額の開発投資をしなかったこととなり結果的にはテクノポリス構想が進まないことで財政的に助かったといえる。

平成9年4月には(財)愛媛県技術開発振興財団(基本財産700百万円)を吸収統合し、名称を(財)愛媛県産業技術振興財団(基本財産1,950百万円)と変更した。これはテクノポリス構想の終焉を意味しており、愛媛県産業情報センターとテクノラザ愛媛の二つの立派なビル施設が残された次第である。

もし、テクノポリス構想がなければ中小企業振興事業をするために2つの大型施設が必要でなかったことは明白である。

現在、世界的な不況による景気の急速な減速、少子高齢化による人口の減少と厳しい状況に直面しており、各企業は人員削減や事業見直しなどの厳しい運営の見直しを迫られているが、景気の早期回復の兆候は見られない状況である。

また、高度な技術力を有する立ち上がり期の企業等にとっても、不況によって、その技術力を活かせないまま事業が行き詰る恐れが高まることが懸念されるが、一方経営基盤の弱い企業の事業化支援を行うことにより、経営破綻の手助けをする危険性も伴うことを認識する必要がある。

このような状況下、テクノラザ愛媛が担う役割といえば、インキュベート・ルーム等の提供と、外部専門家スタッフによる支援体制であり、地理的立地、施設の有効性を考えると、器(施設)が過大といえる。

## (意見)

新事業の創出や既存企業の新規事業展開を支援することは地域活性化にとって重要なことであり、これに対する支援は維持すべきと考える。

インキュベート・ルームを提供すること並びに専門家によるサポートを行うことは有効な行政サービスと考えられるが、インキュベート・ルーム及び創業準備室の空室が続いている状況下において、施設の需

要は少ないことも認識すべきである。

もし必要があるならば、他の類似機能を有する公共施設や民間ビルの空室を有効利用することも考えられる。また、県の事業として松山地域だけでなく県下全域に気を配り、不足する地域のサービス充足も必要と考える。

#### (4) 施設が廃止された場合の影響

担当課が作成し、愛媛県公の施設のあり方検討委員会に提出されている「公の施設（指定管理者施設）のあり方検討調査表」（以下「検討調査表」という。）には、次のように記載されている。

『施設が廃止された場合の県民生活への影響としては、テクノプラザ愛媛が実施している企業の技術の高度化及び新たな事業の創出の支援並びに先端技術に関する各種情報や施設の提供がなくなることにより、県内の新産業の創出に向けた研究開発、新技術・新製品の開発が停滞し、地域経済の不活性化につながる懸念がある。

また、県立てなくなった場合の影響としては、

（地元の松山市に移譲した場合）管理運営を同市の責任で行うこととなるため、その他の市町の個人・企業が利用しにくくなる。

（民間に移譲した場合）収支の安定を図るために、利用料の値上げや入居基準の緩和などによって、単なる貸しオフィスとなる恐れがある。』

#### （意見）

財団が主催者として行っている技術開発の事業内容をみると、予算は財団を経由しているけれども事業の推進は愛媛県産業技術研究所が主体となって行っていることが多い。

国等からの競争的資金確保に伴う委託費・研究費の支払い先も技術研究所のウエイトが高い。

したがって、技術研究所内に財団機能を併存させてもスムーズに運営できると考えられる。

また、松山市への委譲や民間移譲を心配されているが、松山市はNPOが経営するインキュベート室の家賃半額補助（3年間）制度を設けている。（\*）

民間貸事務所の空室利用促進の為、家賃の一部補助制度を設けてベンチャー企業を支援することも考えられる。柔軟に対策を講ずれば、県有施設を提供するよりも経済的で、県下全域にわたり施設を提供できることを考える。

なお、ビズポート内には中小企業支援機構の相談室もあり、ベンチャー支援を目的とするNPOのサービスも利用可能である。

（\*）NPOベンチャー・アライアンス協会（松山市）が運営しているビズポートは40室のうち約半数が空室であり、あっせんによりNPOとベンチャー双方の支援になる。

#### （まとめ）

1) 技術支援については愛媛県産業技術研究所の機能を生かすことができる。

2) インキュベート・ルームは前述のとおり、県下全域の施設を有効利用できる制度にすればよい。

#### (5) 施設の見直しに当たっての課題等

検討調査表では、主に次の3項目の課題を挙げており、各項目について意見を述べる。

##### ① 入居企業の移転に対する支援

『施設を廃止する場合、現在、入居企業が取り組んでいる研究開発等に支障が生じないよう、移転先の確保等が必要。』

(意見)

インキュベート・ルーム入居者等のことと思われるが、移転先の確保等は困難な問題ではないと考えられる。

松山市のNPOが管理するビズポート(P35参照)その他類似支援団体の施設を活用することもできる。

②財団法人えひめ産業振興財団の移転に対する支援

『施設を廃止する場合、現在、同財団が実施している県内中小企業等に対するビジネスサポートオフィスの運営・相談支援など

「中小企業支援法第7条に基づく指定法人(県中小企業支援センター)として行う業務」、

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第26条第1項の規定に基づく中核的支援機関として行う業務」

に支障が生じないよう、十分な準備期間を設けるほか、これらの業務が継続できる移転先の確保等に対する支援が必要。』

(意見)

財団及びビジネスサポートオフィスの移転先については、

①愛媛県産業情報センターに集約する。

②愛媛県産業技術研究所内に財団住所を移転し相談窓口を設ける。財団の兼務職員は同研究所の職員が兼務している。

③愛媛県中予地方局庁舎に財団住所を移転し相談窓口を設ける。などの代替案が考えられる。

③財団以外の入居者対策

インキュベート・ルーム以外での入居者は1法人(社団法人発明協会愛媛県支部)である。

検討調査表では『施設を廃止する場合、現在、同協会が実施している特許庁長官から認定された知的所有権センターとして行う特許公報閲覧室の運営業務に支障が生じないよう、十分な準備期間を設けるほか、これらの業務が継続できる移転先の確保等に対する支援が必要』とされている。

(意見)

特許情報は電子情報の利用が主流であり、閲覧室の利用はほとんどない。電子情報化されたデータについて書庫が必要であるかについては疑問である。見たところ、いわば書類保管倉庫的機能となっており、代替場所の確保は難しくないと考えられる。